

米子市成年後見制度利用支援計画

(意思決定支援の普及を目指して)

令和3年3月

米子市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国の動向	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	4
5 計画の策定体制と策定経過	4
第2章 米子市の現状と課題	6
1 各種統計データから見た米子市の現状	6
2 各種調査結果	7
3 米子市の課題（まとめ）	9
第3章 計画の考え方	11
1 基本理念	11
2 基本施策	11
第4章 施策内容	13
基本施策1 利用者がメリットを実感できる制度の運用	13
1 意思決定支援の在り方	13
2 後見人の選任における配慮	13
3 利用開始後における柔軟な対応	13
4 制度の利用に係る費用等の助成	14
基本施策2 権利擁護支援の仕組みの構築	15
1 地域連携ネットワークの構築	15
2 地域連携ネットワークの基本的仕組み	15
3 中核機関の設置	17
4 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能	17
5 移行型任意後見契約における不正防止	20
6 任意後見等の利用促進	20
第5章 計画の推進に向けて	21
1 計画の推進体制	21
2 PDCAサイクルによる進行管理	21
参考資料	22
（資料1-1）後見事務に関わる団体に対するアンケート調査	23
（資料1-2）後見事務に関わる団体に対するアンケート調査の回答結果	26
（資料2-1）診断書作成等に関わる団体に対するアンケート調査	27
（資料2-2）診断書作成等に関わる団体に対するアンケート調査の回答結果	29

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

成年後見制度が創設されてから20年が経過しました。成年後見制度は、介護保険制度の導入により福祉サービスの利用が契約に移行する中で、意思決定が困難な人でも適切に契約が締結できるようにすることを直接の動機としつつも、意思決定に困難がある人が地域生活を続けていくことができるようにすることを理念として掲げていました。

しかしながら、この理念は実現されているとは言い難い状況にあるようです。例えば、後見事務の大半が財産の保全に偏っており本人の意思の尊重と身上配慮の観点が軽視されていること、後見類型が著しく多いこと、推定利用者に比べて実際の制度利用者が少ないことなどです。

こうしたことから、何らかの理由で、成年後見制度の利用が市民社会から忌避されているのではないかと疑いがあり、それは、利用者側の問題ではなく、制度や制度運用の問題ではないかと考えられています。

成年後見制度利用において圧倒的多数を占める後見類型は、本人の法律行為に関する能力を長期にわたり制限することになり、後見人の持つ包括的代理権による意思決定代行は、本人の基本的自由に対する制限になりえます。このことや、禁治産制度から成年後見制度に移行した時の理念の変革を踏まえると、現代日本では、成年後見制度の安易な利用に慎重であるべきと思われます。

成年後見制度の利用上の諸問題が安易な成年後見制度の利用から引き起こされていることを考えると、成年後見制度の利用だけにフォーカスせず、対象者の全生活、将来と現下の問題を総合的に検討して、様々に意思決定支援を行う方策を講じることがより重要に見えます。

本市では、これらを踏まえて、意思決定に困難がある人のための支援を基本において成年後見制度の創設理念が社会に定着していくことを目的とする行動指針を明らかにするため米子市成年後見制度利用支援計画を策定しました。

※成年後見制度（民法）

成年後見制度は、判断能力が不十分、著しく不十分、欠く常況にある成人の法律行為を援助するための制度であり、後見人等の本人の法律行為を補佐する者に対して同意権や取消権あるいは代理権を付与するなどの方法で、本人の法律行為を援助します。法定後見制度では、「後見」、「保佐」、「補助」の三つの類型があり、家庭裁判所への手続により、本人の判断能力の程度に応じて、類型が選ばれ、後見人等が選任されます。

後見人の任務は財産管理が中心になりますが、身上配慮義務を負っており、任務の遂行にあたっては本人の生活全般へのまなざしが要求され、また、本人意思の尊重も求められています。

その一方、後見人の任務は法律行為に関する援助であるため、介護や日常的家事の支援などはその任務ではないとされています。それらは、介護サービス等によって提供されるのです。

成年後見制度の利用の可否は、家庭裁判所が本人、親族、検察官等の申立によって決めます。また、特に本人の福祉を図る必要がある場合は、老人福祉法等により、市町村長にも申立権が付与されています。

後見人に対しては、報酬を付与することを家庭裁判所が認める場合があります。これは、本人財産から賄われるのが原則ですが、市町村が補助制度を設ける場合もあります。

任意後見制度では、本人が十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自ら選んだ任意後見人と任意後見契約を締結しておき、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督の下本人を代理して契約等を行います。

※意思決定支援

意思決定の困難な人ができる限り自分自身で意思決定を行うことができるよう、あらゆる方法で関係者が支援を行うこと。

2 国の動向

(1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月施行）

本法律では、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されました。

【基本理念】

- 成年後見制度の理念の尊重
 - ①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重、③身上の保護の重視
- 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進
- 成年後見制度の利用に関する体制の整備

(2) 成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定）

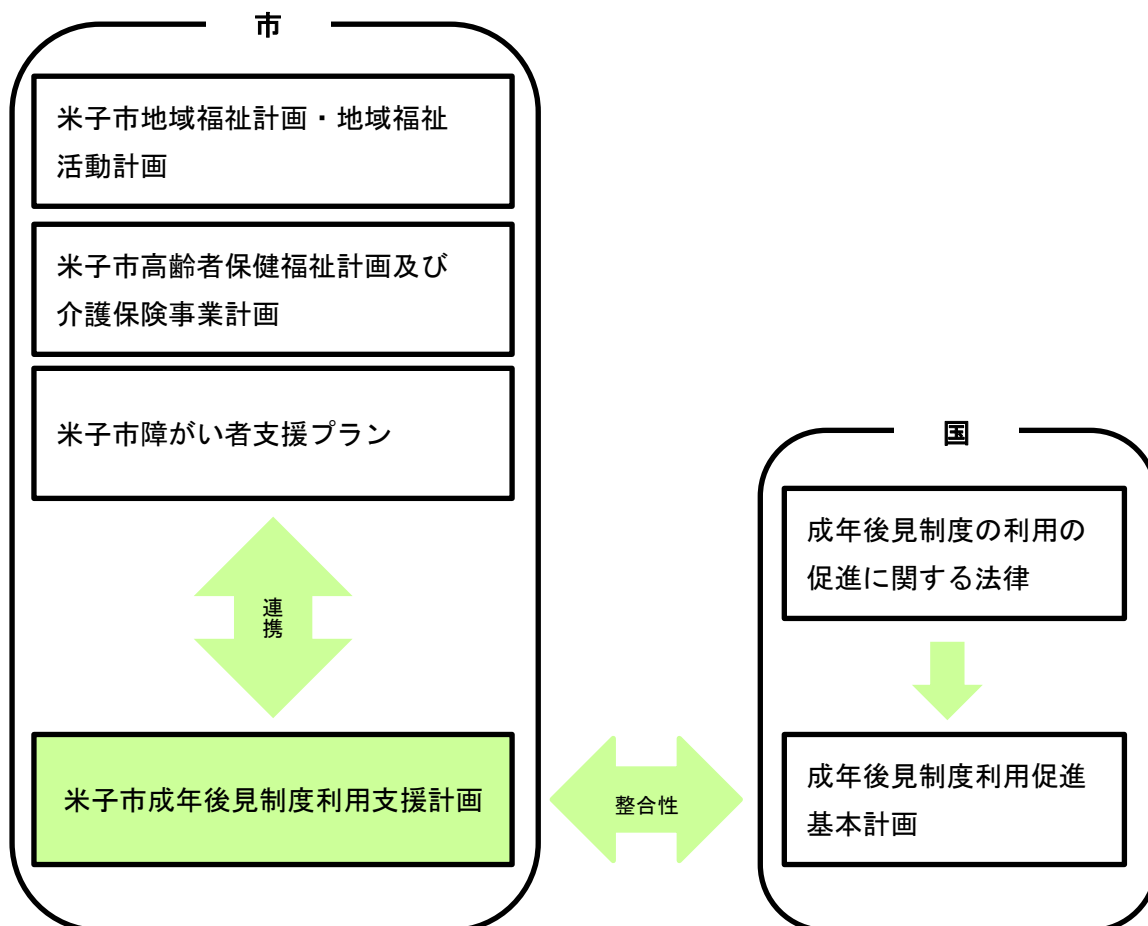
成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、成年後見制度の利用を促進する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。

【計画のポイント】

- 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

3 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度利用促進法第 14 条に基づき、同法第 5 条に規定する地方公共団体の責務を具体化するものであり、国の成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図るとともに、本市における各分野の計画との連携を図ります。



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

今後も、本計画の計画期間中に、関連法の改正や社会情勢の変化等が生じたときは、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

5 計画の策定体制と策定経過

(1) 米子市社会福祉審議会での審議

成年後見制度利用促進法第 14 条第 2 項の規定に基づき、米子市社会福祉審議会条例に定める米子市社会福祉審議会において審議を行いました。本審議会は、貧困、保健・医療、障がい福祉、児童福祉、高齢者福祉、経済関係、法律関係をそれぞれ専門とす

る委員で構成しており、幅広い意見をもとに計画策定を行いました。

○開催日

令和元年 11 月 26 日

令和 2 年 10 月 2 日

(2) パブリックコメントの実施

本計画の素案を米子市役所の窓口、市内各地区公民館、ホームページで公表し、広く市民の方から意見を募るパブリックコメントを実施しました。

○実施期間

令和 2 年 12 月 21 日～令和 3 年 1 月 20 日

○意見提出者数

2 名

○意見数

10 件

第2章 米子市の現状と課題

1 各種統計データから見た米子市の現状

(1) 申立て件数の推移

本市の申立て件数は、平成27年から平成30年まで増加傾向にあり、申立て件数のうち成年後見は9割弱を占めています。

本市の市長申立て¹件数においても、平成27年から平成30年まで増加し続けており、市長申立て件数のうち成年後見が大きく占めています。

市長申立て件数は、令和元年は本市の申立て件数の約28%となっており、申立て件数全体に占める市長申立て件数の割合は増加傾向にあります。

○米子市の申立て件数の内訳

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
成年後見(人)	34	42	43	45	26
保佐(人)	5	4	3	3	5
補助(人)	0	1	0	1	1
合計(人)	39	47	46	49	32

○米子市の市長申立て件数の内訳

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
成年後見(人)	5	7	10	14	6
保佐(人)	0	0	2	0	3
補助(人)	0	0	0	0	0
合計(人)	5	7	12	14	9
全体における市長申立ての割合	13%	15%	26%	29%	28%

(2) 利用者数の推移

本市の成年後見制度の利用者数は、多少の増減はありますがほぼ横ばいで推移しています。令和元年10月1日現在をみると、成年後見の割合が約80%、保佐の割合が約14%、補助の割合が約4%、任意後見の割合が約2%となっています。

¹ 市長申立て

以下のいずれかの者について、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、その福祉を図るため特に必要と認めるときは、市長が申立てすることができる。

○65歳以上の者（老人福祉法）

○知的障がい者（知的障害者福祉法）

○精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

○米子市の成年後見制度利用者数の内訳

	平成27年10月1日現在	平成28年10月1日現在	平成29年10月1日現在	平成30年10月1日現在	令和元年10月1日現在
成年後見(人)	239	240	241	241	243
保佐(人)	40	42	43	41	42
補助(人)	13	13	13	12	13
任意後見(人)	7	10	9	7	5
合計(人)	299	305	306	301	303

(3) 成年後見制度利用支援事業²の利用件数

本市の申立経費の助成件数は、平成30年度から令和元年度において増加しています。

本市の後見人等報酬の助成件数は、平成30年度及び令和元年度と新規助成があったため、全体の助成件数が増加しています。

○米子市の申立経費助成

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
助成件数(人)	0	0	0	3	4
助成金額(円)	0	0	0	10,676	75,874

○米子市の後見人等報酬助成

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
助成件数(人)	0	0	0	1	3
新規助成件数(人)	0	0	0	1	2
助成金額(円)	0	0	0	180,000	696,000

2 各種調査結果

国の成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国の計画」という。）を基に本計画を策定することから、国の認識している課題が、本市においても該当するのかわ確認するため、次のとおり各種調査を行いました。

(1) アンケート調査

① 後見事務に関わる団体に対するアンケート調査

後見人等の担い手の上位を占める弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職団体に対し、次のとおりアンケート調査を実施しました。

² 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に係る経費（成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬）を負担することが困難な人を対象に助成する。

対象者	鳥取県弁護士会 鳥取県司法書士会（成年後見センターリーガルサポート鳥取支部） 鳥取県社会福祉士会（ばあとなあ鳥取）
実施期間	令和2年2月～3月
質問内容	資料1-1のとおり
回答結果	資料1-2のとおり
結果のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体ごとの所属人数に占める後見人候補者名簿の登録者数の割合は、弁護士会 48%、司法書士会 48%、社会福祉士会 31%であった。 →後見人等の担い手の上位を占める専門職であっても、後見人等へ積極的に関与している人は多いとは言えない。 ・ 司法書士会及び社会福祉士会は、成年後見制度に特化した組織を設置しており、弁護士会には特はない。 ・ 成年後見制度の普及に係る広報活動の実施状況は団体によって異なる。 →成年後見制度への取組は団体によって様々である。 ・ どの団体においても成年後見人等は後見業務に関する悩みを抱えており、特に財産管理、被後見人等の親族関係、医療機関との関係及び本人の意思決定支援の悩みが多い。 ・ どの団体においても意思決定支援に関する研修等を実施しているが、本人の意思決定支援が実現されているかわからないと回答した団体が多かった。 →意思決定支援は実現されていない可能性あり。

② 診断書作成等に関わる団体に対するアンケート調査

診断書等の作成者及び本人の身近な支援者である医師に対し、次のとおりアンケート調査を実施しました。

対象者	鳥取県医師会
実施期間	令和2年2月～3月
質問内容	資料2-1のとおり
回答結果	資料2-2のとおり
結果のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人情報シートを活用し本人の家庭的、社会的状況等を考慮した診断書の作成が行われている。 ・ 団体内で成年後見制度の研修の実施あり。 →成年後見制度について理解が進んでいる。

(2) インタビュー調査

本市において法人後見を行っている 2 団体から、後見活動の状況や課題等について対面での聞き取りを行いました。

対象者	一般社団法人権利擁護ネットワークほうき ³ 一般社団法人あんしん後見せいぶ ⁴
実施期間	令和 2 年 1 月～2 月
調査結果	<ul style="list-style-type: none">・後見業務において、本人に面会せず、財産管理のみ行うケースあり。・成年後見制度関係の相談において窓口をたらい回しにされるケースあり。・福祉サービス関係者が成年後見制度を正しく理解せず成年後見制度を勧めるケースあり。・障がい者の家族から見ると、成年後見制度のイメージが良くないこと、また、親族等がいる場合、成年後見制度の必要性を感じていないことから、障がい者の成年後見制度の利用が少ない。・低所得者の場合、成年後見人等の受け手が少ない。・障がい者の場合、親が親族後見人になっても長く続けられない。・任意後見契約等により親族後見人が財産を搾取するケースあり。・本市において、本人の親族関係が広範囲に広がっているため、市外の親族からの相談も多く、成年後見制度の事務手続きに時間がかかる。

3 米子市の課題（まとめ）

各種調査結果から、次のとおり国の認識と同様の課題が本市においてもあることがわかりました。

(1) 意思決定支援の実現に向けた運用

各種調査結果から、成年後見人等が意思決定支援に関する悩みを抱えていることや、意思決定支援が実現されているかわからないという回答が多かったことから、意思決定支援が適切に行われていない可能性があることがわかりました。

利用者がメリットを実感できるよう成年後見制度を運用するには、意思決定支援の

³ 一般社団法人権利擁護ネットワークほうき

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の方や、市民後見人が所属し、法人後見を行っている。西部後見サポートセンターうえるかむ（高齢者、障がい者の権利擁護に関する総合相談窓口）を鳥取県西部地域の 9 市町村が委託している。また、市民後見人養成講座についても本市が委託している。

⁴ 一般社団法人あんしん後見せいぶ

障がい者の親の会から作られている法人後見を行う団体である。

実現が必要です。そして、意思決定支援が実現されるためには、まず意思決定支援の普及が重要と考えます。

(2) 成年後見制度を適切に運用するための体制整備

各種調査結果から、成年後見制度の相談者がたらい回しされるケースがあることや、成年後見人等が後見業務に悩みを抱えていることがわかりました。

成年後見制度を適切に運用するには、市民及び成年後見人等が気軽に相談でき、相談内容を受け止め、必要な支援につなぐ体制整備が必要です。また、(1)の意思決定支援が実現されるためにも、関係団体の連携した体制整備が必要です。このような体制整備は、成年後見人等の不正の防止にもつながります。

(3) 成年後見制度の広報啓発活動の推進

各種調査において、利用者に成年後見制度の正しい情報が周知されていない、成年後見制度のイメージがよくないとの意見がありました。また、福祉サービス関係者が成年後見制度を正しく理解していないにもかかわらず、利用者に成年後見制度を勧めるケースもあるようです。

市民及び福祉サービス関係者の両方に成年後見制度に対する正しい理解を促進していく必要があります。

第3章 計画の考え方

1 基本理念

本計画は、意思決定に困難がある人が、できる限り自分自身で意思決定を行うことができるような市民社会の確立を目指すものです。そのためには、意思決定が困難な人に対して周りの人が十分な援助を行うことが重要ですし、また、外形・言動から簡単に意思能力がないと決めつけてきた「意思不存在推定」の慣習をやめて「意思存在推定⁵」を前提とする社会であることも重要です。

こうした社会は、現在の法制度の下でも、その運用の改善により実現できるものであり、それは、家庭裁判所、行政、医療・福祉関係者の専門職だけではなく、およそ市民社会全体の理解と協力、そして連帯によってのみ成し遂げられるのです。

2 基本施策

(1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用

後見業務において財産管理しか行わない、後見人との関係性がよくないなど制度利用にメリットを感じられないとの声があります。基本的に成年後見制度の利用を途中でやめることが難しいことも踏まえると、運用の改善は非常に重要です。

そこで、まず意思決定支援や身上配慮を重視した後見活動が必要であるため、意思決定支援の普及を促進します。

また、利用者や制度利用を考えている人等への広報及び相談の充実を図ります。

(2) 権利擁護支援の仕組みの構築

誰でも必要な人が権利擁護支援を受けられる体制整備が必要です。そのためには、関係団体がつながり、権利擁護に関する共通認識を持つことが有用であるため、地域連携ネットワークを構築します。

また、地域連携ネットワークを構築するため、中核機関を設置します。中核機関が地域連携ネットワークのリーダーとなり、後見人や関係団体等のスムーズな連携を図ります。

⁵ 意思存在推定

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（意思決定支援ワーキング・グループ、令和2年10月30日）の意思決定支援の基本原則第1において、「全ての人は意思決定能力があることが推定される」と明記されている。

なお、障害者の権利に関する条約第12条に基づき、「代行決定」をめぐる議論があるが、本ガイドラインにおいて、意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定を認めている。

※権利擁護支援

権利擁護と聞くと、守る・保護するようなイメージが強いですが、権利擁護＝advocacy、この「advocacy」とは、代弁という意味があります。ここで使っている「権利擁護」の意味も「代弁」として捉え、「権利擁護支援」とは代弁することや意思決定支援を意味すると考えています。

第4章 施策内容

基本施策1 利用者がメリットを実感できる制度の運用

1 意思決定支援の在り方

意思決定支援の具体的実践に資するため、国が作成するガイドラインの内容的豊富化を図るとともに、後見人はもとより市民社会に定着するよう努めます。

人々の行動指針としてのガイドラインは有益です。

また、実践の蓄積により、ガイドラインは明示的なものになり、よりよい支援方法が発見できる可能性があります。このため、本市では、ガイドラインの内容の豊富化に努めます。

国のガイドライン

- 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
- 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

2 後見人の選任における配慮

家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、中核機関が、本人を取り巻く状況について、家庭裁判所に的確に情報提供できる仕組みを構築します。

家庭裁判所の後見人選任にあたり、多くの情報が吟味されることによって適切な後見人の選任につながると考えられます。地域連携ネットワークに関わる中核機関は対象者や関係者の情報を取得することが可能であるため、家庭裁判所への情報提供をシステム化することにより、より適切な後見人選任が可能になります。

3 利用開始後における柔軟な対応

中核機関は、後見人と本人及び関係者とが信頼関係を構築できるように支援します。また、中核機関は、後見人の交代が社会慣習となるよう啓発広報を実施するとともに、個別のケースにおいて、後任の候補者の推薦等を行います。

後見人と本人、親族等との関係がよくない場合、意思決定支援としての後見業務は成立が難しいと考えられます。一方、後見人の解任は法制度上ハードルが高く、法制度の

変更が予定されていないとすると、後見人の「辞任」が有効な方法となりますが、辞任は自発的であることから、そのような社会観念、慣習が必要であると考えられ、そのためには、辞任実例が蓄積され、関係者、市民社会に認知される必要があります。

一方、後見人の交代が速やかに行われるためには、後継後見人が確保されていることも必要ですが、現在でも、後見人候補者の調達には困難があることから、市民社会全体で後見人候補者を確保しておく必要があります、これは成年後見制度利用促進法上の行政の任務と考えます。

4 制度の利用に係る費用等の助成

成年後見制度利用支援事業の活用を促進します。

必要な人が成年後見制度を利用できるよう成年後見制度利用支援事業の活用を促進していく必要があります。しかし、市の財政負担も考えると、助成対象者の範囲は十分に検討しなければなりません。

また、制度理念である本人意思の尊重や身上配慮義務が尽くされているかなど、助成金が本人の生活の質（QOL）の向上に役立つような使われ方を監査することも検討されなくてはなりません。

基本施策 2 権利擁護支援の仕組みの構築

1 地域連携ネットワークの構築

必要な人が成年後見制度を利用できるよう、保健・医療・福祉・司法の連携の仕組み（地域連携ネットワーク）の構築を目指します。

生き辛さを抱える人が早くから適切な援助を受けることは、社会福祉の予防的機能の発現です。本人や家族をはじめ専門職や地域の人の気づきを集めて、対象者への権利擁護支援を適切なタイミングで適切な方法で行うためには、関係者の連携が必要です。

既存のネットワークを上手に活用しながら、地域連携ネットワークの構築を図ります。

【地域連携ネットワークの3つの役割】

(ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

(イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

(ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

2 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークの仕組みとして、後見人、身近な親族、福祉、医療、地域の関係者がチームになって本人を支援していく体制と、協議会による関係者間の連携体制の構築を目指します。

本人の自己決定権を尊重し、安易な意思決定代行を避けるためには、「三人寄れば文殊の知恵」に従うことが善かろうと考えられることから、「チームによる支援」を広める必要があります。また、「チームが悩んだ時のバックアップ」があることで、チームの機能も活性化します。そこで、関係団体等意思決定支援に見識のある人が集まる「協議会」の設置が求められています。

現代の福祉サービスの提供においては、チーム支援は既に実践されていることであるので、既存のチームの活用が有益です。

なお、本人の自己決定権の尊重が社会福祉の提供における現代的原理であることを想起し、成年被後見人との関わりのみならず、意思決定に困難を持つ人すべてとの関係にチーム支援又はその思想が適用されるべきです。

【チームについて】

チームのメンバーが本人の情報を持ち寄り、チームで情報を集約することで、本人の意思や状況の把握に繋がり、適切な意思決定支援を行うことが可能となると考えます。

本人の意思を確認したい人が、本人の意思決定支援を行うためチームを招集することが考えられ、既存の会議の活用も想定しています。

招集に関する事務については、中核機関が支援を行います。

【協議会について】

協議会の任務として、次の2つが考えられます。

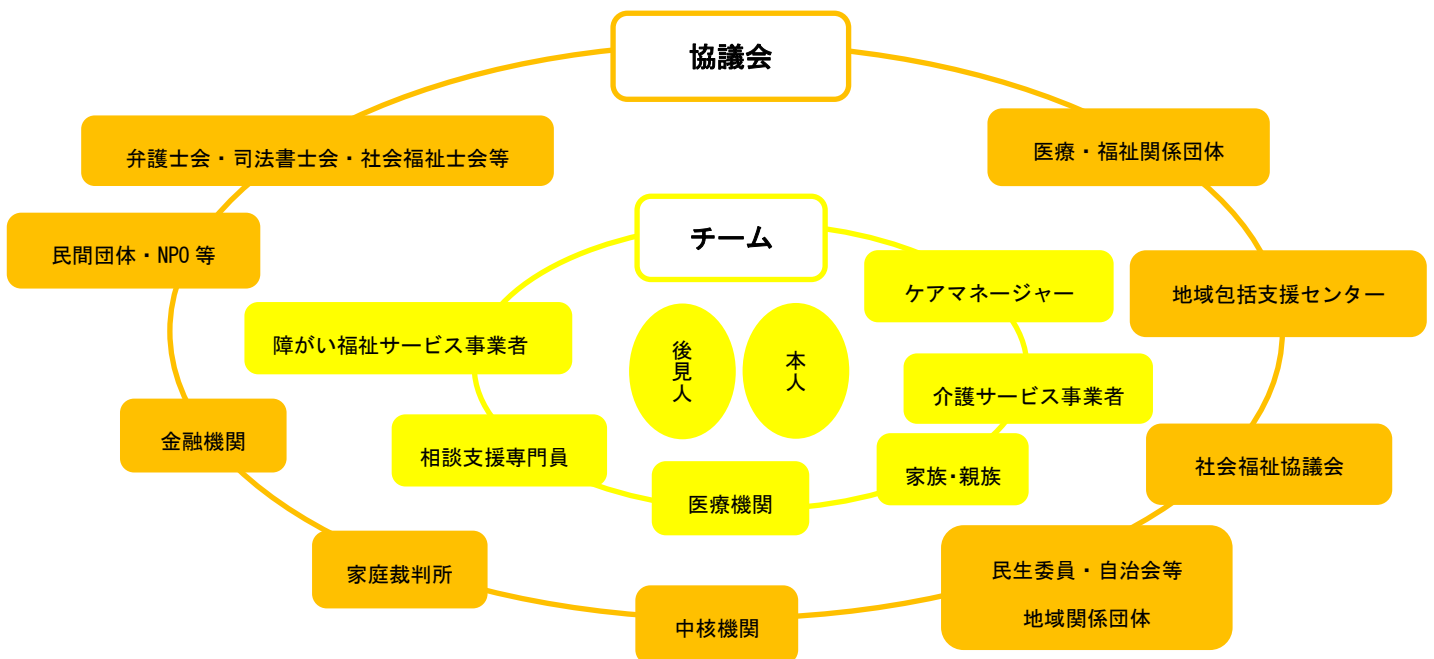
①個別ケースの検討（ケース会議）

チームで対応できないケースについて、地域連携ネットワークに所属する団体の専門的知見を必要とする場合に開催します。ケース会議における成年後見人とケアマネージャー、ケアワーカー等との意見交換、討議を通じて、本人の QOL 向上のための関係者の共感の形成が期待されます。

②施策の検討（地域連携ネットワーク会議）

地域連携ネットワークに属する団体が全員出席し、本市における意思決定支援システムの課題やあり方を検討するとともに、関係団体の連携を強化するものです。

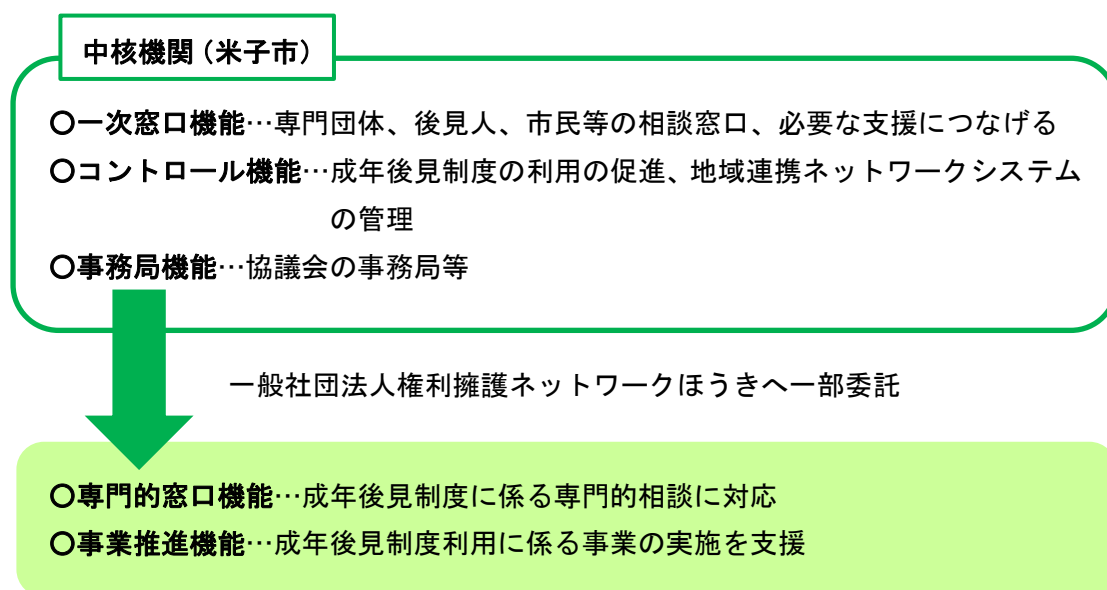
【地域連携ネットワークのイメージ図】



3 中核機関の設置

地域連携ネットワークを構築及び運営していくために中核機関を設置します。

社会福祉の公的責任を果たすため、中核機関を本市に置き、相談窓口、地域連携ネットワークのリーダー的機能を担います。専門的な相談、事業運営については、「一般社団法人権利擁護ネットワークほうき」が今までどおり現場の専門的支援を担い、協力しながら権利擁護支援を構築していきます。



4 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

(1) 広報機能 **重点施策**

中核機関は成年後見制度について周知啓発を行います。

成年後見制度の利用、意思決定支援について、十分に理解されていない状況であることから、広報を積極的に行う必要があります。

特に意思決定支援は法的義務ではないため、意思決定支援の価値を理解してもらうことが重要であると考えます。各団体においても OJT⁶等により意思決定支援の重要性を広めるよう努めます。

⁶ OJT

「On-The-Job Training」の略称で、現場で業務を通して行う教育訓練のことである。通常の業務の中で、上司や先輩等が教える側となり、部下や新入社員に実践的に知識やノウハウを伝える。

(2) 相談機能 **重点施策**

中核機関が成年後見制度の利用に関する相談窓口となり、中核機関を通して、必要な支援に繋がる体制の構築を目指します。

相談窓口をたらい回しされ、成年後見制度の適切な活用につなげていない現状があるため、相談窓口で適切に対応することが必要です。

勧められるまま後見制度を利用したため臍を噛むようなことがある中で、また、成年後見制度の利用以外の意思決定支援が今後の主流と目される中で、成年後見制度の利用前の相談援助は、極めて重要です。

中核機関は、成年後見制度の利用を検討している人や、後見人、後見等ニーズを発見した人等の全ての相談を受け、必要な支援を検討し、相談者を勇気づけ、かれらが人生の困難に立ち向かうことに助力します。

(3) 成年後見制度利用促進機能

① 受任者調整（マッチング）等の支援

中核機関が後見人候補者を推薦する仕組みを構築します。

後見人の選任は家庭裁判所の専管事項ですが、家庭裁判所には後見人候補者に関する情報が少ないことから、地域に根差すネットワークを管理する中核機関が、家庭裁判所に情報提供することは、より適切な後見人を発見発掘できる良い方法です。

さらに進んで、家庭裁判所からの求めに応じて、適当な後見候補者を推薦することも考えられます。

② 担い手の育成・活動の促進

中核機関が市民後見人の養成、法人後見の活動の支援を行います。

後見事務を適切に行うためには、本人と後見人の良好な関係性が重要となりますが、本人と後見人の適切なマッチングを行うために、後見人等候補者が多いことが望ましいと考えられています。

そこで、後見人等候補者の増加のための方策として有力視されている、市民後見人⁷の養成・支援に積極的に取り組みます。

また、市民後見人の活動は、法人後見⁸内が適切と考えられています。法人後見は、法人内で後見人の支援体制が構築されていること、後見実務者を本人の状況に合わせ

⁷ 市民後見人

市民後見人とは、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）でない後見人等で、親族後見人を含む。

⁸ 法人後見

法人後見とは、社会福祉法人や一般社団法人等の法人が後見人等を受け、法人の職員が後見業務を行うこと。

て複数配置することができること、交代が必要になったときでも柔軟に対応することができることから、より本人のためになる運用ができると考えられているため、市民後見人の効果的・継続的な活動が期待されます。そのため、法人後見人の数を増やすこと及び法人後見の活動を支援することが必要と考えられます。

③ 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携強化に努めます。

日常生活自立支援事業⁹から成年後見制度へ移行する場合、スムーズに進められるべきであるため、日常生活自立支援事業を行っている米子市社会福祉協議会と中核機関との連携体制を構築します。

現在の後見事務において日常生活に係る支払等の家計管理的なものが多いように見えることから、これらを法律専門家や会計専門家が処理することは過大な投資に見えます。日常生活自立支援的事業は、契約による事務管理であるため「意思能力不存者」が利用できないとされていますが、「意思能力存在推定原則」を適用すればよく、結果として、安易な後見制度利用を避けることができます。

また、この事業は私的自治のカテゴリにあり、だれでも実践することができますので、意思決定に困難がある人を相手方としているのだという点には十分留意しつつも、拡大の可能性を見込めます。

これも、安易な後見制度利用を避けることができる方法です。

(4) 後見人支援機能

中核機関は、意思決定支援を重視した後見活動が円滑に行われるよう、後見人を支援します。

中核機関が、後見人の相談対応、チームの支援、また、本人と後見人の関係がよくない場合は後見人の交代等が柔軟に対応できるよう家庭裁判所と連絡調整を行います。

特に、意思決定支援についてはこれまで重視されていなかったため、市民社会に馴染みがなく、当面の間は、中核機関の支援が必要であると考えます。これにより、成年後見制度利用者がメリットを感じる運用につながると考えられます。

⁹日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始にあたり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能である。

(5) 不正防止効果

中核機関は、親族後見人等の孤立を防ぐ見守り体制の構築を目指します。

見守り体制とは、後見人の「助けて」の声に速やかに対応し、後見人の孤立を防ぐ体制と考えます。見守り体制を構築する上で、まず後見人と接触することが必要ですが、後見人の情報が中核機関にないため、後見人選任時に後見人と中核機関をつなぐ体制整備が必要です。このような体制が整備されることにより、不正防止効果が期待されます。

5 移行型任意後見契約¹⁰における不正防止

任意後見契約における不正防止のため、任意後見人と中核機関がつながる体制を目指します。

任意後見契約について、中核機関では把握ができないため、まず、中核機関と任意後見人がつながる体制が必要です。チーム支援や広報の充実により、中核機関と任意後見人がつながり、相談や支援ができるようになれば、不正防止につながると考えます。

6 任意後見等の利用促進

任意後見契約の利用促進を図ります。

任意後見契約は、本人の意思能力があるうちに本人により後見人を選任することができるため、本人と後見人の関係性が良好で、後見業務がスムーズに行えると考えられます。

任意後見契約の利用者が少ないことから、利用促進をしていくためには、まず広報を充実させる必要があります。

¹⁰ 移行型任意後見契約

任意後見契約には、次の3種類があり、そのうちの1つに移行型任意後見契約がある。

①移行型…本人の判断能力が低下する前の生活支援、療養看護、財産管理事務を行うことを内容とする通常の委任契約と任意後見契約と同時に締結し、当初は委任契約に基づく見守り事務、財産管理等を行い、本人の判断能力が低下後は任意後見に移行し、後見事務を行うという形態。

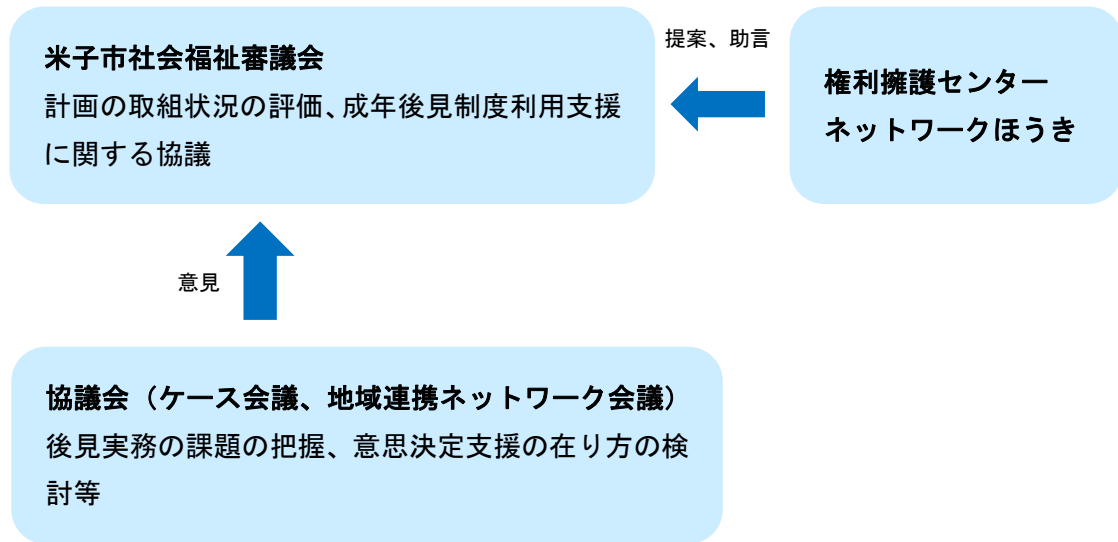
②将来型…通常の委任契約を締結せず、判断能力低下後の任意後見契約のみの契約。

③即効型…任意後見契約締結後、直ちに家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立て、任意後見を開始しようとする。

第5章 計画の推進に向けて

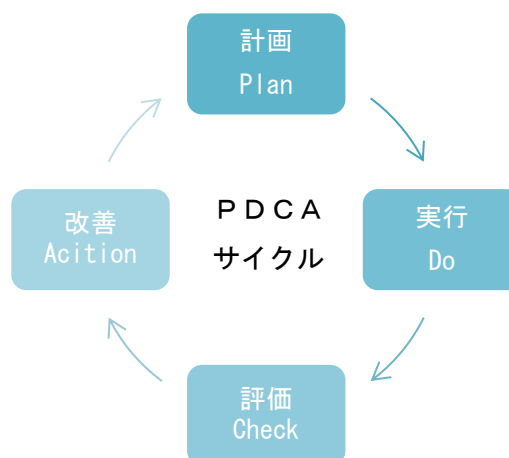
1 計画の推進体制

米子市社会福祉審議会を開催し、計画の取組状況や成年後見制度の利用支援の方向性について評価・検討を行います。



2 PDCAサイクルによる進行管理

本計画の進行管理に当たっては、「PDCAサイクル」を取り入れ、計画の進捗状況の点検、施策の効果の検証を行うとともに、新たな課題を把握し、必要に応じて効果的に計画の見直しを図っていきます。



參考資料

後見事務に関わる団体に対するアンケート調査

1 貴団体について

貴団体名	
貴団体所属人数	人
ご回答者	
ご連絡先（電話番号）	

2 後見人候補者名簿の作成について

(1) 現在、後見人候補者名簿の登録者数は何人ですか。

() 人

(2) 後見人候補者名簿の登録者数を増やすための活動を行っていますか。

① 行っている ② 行っていない ③ 検討中

3 成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」とする。）の把握について

(1) 成年後見人等を受けている方の人数を把握していますか。

① はい () 人 ② いいえ

(2) (1)で①はいと回答された団体に伺います。どのような方法で把握していますか。（複数回答可）

① 成年後見人等からの自己申告 ② 団体内で定期的に行われる会議で確認

③ 団体内でアンケートを実施

④ その他 ()

(3) 成年後見人等を受けている方の中で後見業務に係る悩みを抱えている方はいますか。

① はい ② いいえ ③ わからない

(4) ③で①はいと回答された団体に伺います。どのような方法で把握していますか。（複数回答可）

① 成年後見人等が会議で報告 ② 団体内で後見人等に対しアンケートを実施

③ その他 ()

(5) (3)で①はいと回答された団体に伺います。どのような悩みが多いですか。(複数回答可)

- ① 財産管理関係 ② 金融機関との関係 ③ 家庭裁判所との関係
- ④ サービス事業所との関係 ⑤ 福祉サービス利用関係 ⑥ 被後見人等の親族関係
- ⑦ 医療機関との関係 ⑧ 被後見人等の意思決定支援関係
- ⑨ その他 ()

4 後見事務の状況について

(1) 被後見人等の意思決定支援が実現されていると思いますか。

- ① はい ② いいえ ③ わからない

(2) 被後見人等の意思決定支援を実現するために貴団体で行われていることがありますか。

- ① はい ② いいえ

(3) (2)で①はいと回答された団体に伺います。意思決定支援を実現するために行われている具体的な内容をお聞かせください。

(4) 被後見人の意思決定支援についてご意見がありましたらお聞かせください。

(5) 個別の被後見人等の日常生活の支援のための会議に専門職団体として参画する仕組みを検討していますか。

- ① 検討している ② 検討していない ③ 検討する予定はない

次ページに続く

(6) 成年後見制度利用促進を図る協議体への参加要請があった場合、参加されますか。

- ① 参加する ② 参加しない ③ わからない

(7) 専門職団体として、会員の個別の後見業務の適正性を監督する活動を実施したいと思いますか。

- ① 思う ② 思わない ③ わからない

(8) 成年後見制度の普及に係る広報活動を実施していますか。

- ① 実施している
② 実施していない ⇒ 検討済・検討中・未検討

5 米子市成年後見制度利用促進基本計画について期待することがありましたらご記入ください。

6 自由記入欄

アンケートは以上です。

ご回答いただきありがとうございました。

後見事務に関わる団体に対するアンケート調査の回答結果

質問内容		回答結果	
質問内容		鳥取県弁護士会	鳥取県司法書士会 (成年後見センターリーガルサポート鳥取) ※司法書士の成年後見制度に係る組織(成年後見センター鳥取)があり、司法書士会のメンバーが所属している。司法書士会はリーガルサポートであり、成年後見制度に係るリーガルサポートが主で活動しているため、今回のアンケートについてリーガルサポートが回答
質問内容		鳥取県社会福祉士会	鳥取県社会福祉士会 (ばあどなあ鳥取) ※社会福祉士会の成年後見制度に係る組織(ばあどなあ鳥取)がある。社会福祉士会において、成年後見制度に係ることばあどなあ鳥取が主で活動しているため、今回のアンケートについてはばあどなあ鳥取が回答
1	貴団体について	団体所属人数 67人	鳥取県司法書士会:93人 成年後見センターリーガルサポート鳥取:47人
2	後見人候補者名簿の作成について	(1)現在、後見人候補者名簿の登録者数は何人ですか。 32人	45人
	(2)後見人候補者名簿の登録者数を増やすための活動を行っていますか。 行っていません	行っていません	検討中
	(1)成年後見人等を受けている方の人数を把握していますか。 いいえ	いいえ	はい(80人)
	(1)で①はいと回答された団体について、どのような方法で把握していますか。(複数回答可)		④その他(年2回の委員からの報告)
	(2)①で①はいと回答された団体について、どのような方法で把握していますか。(複数回答可)	はい	はい
3	成年後見人等の把握について	(1)成年後見人等を受けている方の中で後見業務に係る関わりを把握している方はいますか。(複数回答可)	①成年後見人等が所属して報告 ②団体内で定期的に開催される会議で確認 ③その他(裁判所に協力を依頼し、把握に努めている)
	(2)①で①はいと回答された団体について、どのような方法で把握していますか。(複数回答可)	①成年後見人等が所属して報告 ②団体内で後見人等に対してアンケートを実施 ③その他(LSシステムという独自のサポートシステムを活用している)	①成年後見人等が所属して報告 ③その他(年2回の委員からの報告)
	(3)①で①はいと回答された団体について、どのような方法で把握していますか。(複数回答可)	①財産管理 ⑥被後見人等の報酬関係 ⑧被後見人等の意思決定支援関係	①財産管理 ⑥被後見人等の報酬関係 ⑦医療機関との関係
	(1)被後見人等の意思決定支援が実現されていると思いますか。 わからない	わからない	はい
	(2)被後見人等の意思決定支援を実現するために貴団体で行われていることがありますか。 はい	はい	はい
	(3)①で①はいと回答された団体について、意思決定支援を実現するために行われている具体的な内容を教えてください。 ・昨年、他県の弁護士により意思決定支援の講義してもらった。 ・令和2年2月15日精神保健福祉士により障がい者とのコミュニケーションの仕方の研修を実施した。	・様々な研修支援、情報交換 ・単独での業務研修	・研修の開催(他団体のものも含む) ・県内3ブロックでの学習会
4	後見事務の状況について	(4)被後見人の意思決定支援についてご意見がありましたらお聞かせください。 記載なし	記載なし
	(5)個別の被後見人等の日常生活の支援のための依頼に専門職団体として参画する仕組みを検討していますか。 検討していない	検討していない	検討している
	(6)成年後見制度利用促進を図る協働体への参加要請があった場合、参加されますか。 参加する	参加する	参加する
	(7)専門職団体として、委員の個別の後見業務の適正性を監督する活動を実施したいと思いませんか。 思わない	思わない	思う
	(8)成年後見制度の普及に係る広報活動を実施していますか。 実施していない(未検討)	実施していない	実施していない(検討中)
5	米子市成年後見制度利用促進基本計画について期待することがありましたらご記入ください。 記載なし	記載なし	記載なし
6	自由記入欄	記載なし	記載なし

(2) 医療現場で権利擁護支援が必要な人を発見した場合、支援に繋ぐことは可能ですか。

- ① はい ② いいえ ③ わからない

(3) 成年後見制度について団体内で啓発活動を実施していますか。

- ① 実施している ⇒ 研修・会議・その他 ()
② 実施していない ⇒ 検討済・未検討・検討中

(4) 成年後見制度利用促進を図る協議体への参加要請があった場合、参加できますか。

- ① 参加できる ② 参加できない ③ わからない

4 米子市成年後見制度利用促進基本計画について期待することがありましたらご記入ください。

5 自由記入欄

アンケートは以上です。

ご回答いただきありがとうございました。

診断書作成等に関わる団体に対するアンケート調査の回答結果

質問内容		回答結果
		鳥取県医師会
2 成年後見制度の利用開始の申立時に家庭裁判所に提出する申請書等について	(1) 診断書の作成において、本人の家庭的、社会的状況等を考慮されていますか。	はい
	(2) 本人の家庭的、社会的状況等の情報について、福祉関係者等が作成した本人情報シートを参考にされていますか。	参考にしている
	(3) 診断書、本人情報シートの改善点等ご意見がありましたらお聞かせください。	以前の様式に比べ、記載しやすくなっていると思う。
3 成年後見制度への関わりについて	(1) 診断書作成後も成年後見人等と共に継続的に本人支援に関わることは可能ですか。	はい
	(2) 医療現場で権利擁護支援が必要な人を発見した場合、支援に繋ぐことは可能ですか。	はい
	(3) 成年後見制度について団体内で啓発活動を実施していますか。	実施している(研修)
	(4) 成年後見制度利用促進を図る協議体への参加要請があった場合、参加できますか。	わからない (地区医師会の対応になると思う。)
4 米子市成年後見制度利用促進基本計画について期待することがありましたらご記入ください。		記載なし
5 自由記入欄		記載なし